

報告第18号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和5年9月11日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- 1 件名及び契約名 令和4年第2回杉並区議会定例会において議案第44号により議決を得た「国指定史跡荻外荘（近衛文麿旧宅）復原整備工事」
- 2 金額の変更 議決を得た契約金額 金886,600,000円
変更後の契約金額 金940,962,000円
契約金額の増額 金54,362,000円
- 3 変更理由 荻窪棟の解体を行ったところ、床下配管保温材等にアスベストが含有されていることが判明し、適正に処理する必要が生じたことや、建物解体後に多くの部材が転用されていることが判明したことを受けて、文化庁の助言も踏まえ転用材を復原年代の位置に戻すための繕い作業などが必要になったため。
- 4 専決処分年月日 令和5年8月16日